

判決年月日	平成19年 9 月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10008号		
○ 不使用により「東京メトロ」の商標登録を取り消した審決の取消訴訟において、記事とともに広告を掲載し、読者に対して無料で配布するいわゆる無料紙が商標法上の「商品」に該当し、「とうきょうメトロ」と題する無料紙を配布する行為が「新聞」という指定商品についての使用に当たるとして、審決を取り消した事例			

(関連条文) 商標法 5 0 条 , 2 条

(要旨)

原告は、「東京メトロ」の文字を標準文字で書してなり、第 1 6 類「新聞、雑誌」を指定商品として設定登録された登録商標（本件商標）の商標権者である。被告は、商標法 5 0 条 1 項に基づいて、本件商標につき、不使用による登録取消しを求める審判を請求した。

審決は、平成 1 7 年 4 月 2 9 日から 5 月にかけて、世田谷区内において、本件新聞（「とうきょうメトロ」創刊号）を配布した事実が認められない、本件新聞は、掲載された広告の収入により事業展開を行っているものであるから、本件新聞は、無料で配布されたものとみるのが相当であり、本件新聞は、他人の広告を掲載し、頒布するために用いられる印刷物にすぎないものであって、市場において独立して商取引の対象として流通に供されたものとは認められないから、本件審判の請求に係る指定商品「新聞、雑誌」のいずれにも含まれない商品というべきである、との理由で、本件商標に係る登録を取り消すとの審決をした。

裁判所は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

1 証拠によれば、平成 1 7 年 4 月 2 9 日から 5 月にかけて、世田谷区内において、本件新聞（「とうきょうメトロ」創刊号）を配布した事実が認められる。

2 本件新聞の商標法上の「商品」該当性について

(1) 商標法には、「商品」を定義した規定はないが、商標法は商標による出所表示機能を保護するものであり（商標法 1 条）、商標登録が認められるのは、自己の業務に係る「商品」又は役務について使用をする商標であり（同法 3 条 1 項）、また、不使用取消の対象となるのは、指定「商品」について使用がされなかった場合である（同法 5 0 条 1 項）。これらの規定からみれば、商標法上の「商品」といえるためには、商取引の対象であって、出所表示機能を保護する必要があるものでなければならないと解される。

商標法上の「商品」は、商取引の対象であるから、商品が売買契約の目的物であるなど、対価と引換えに取引されるのが一般的である。しかし、「商取引」は、契約の種類が売買契約である場合に限られるものではなく、営利を目的として行われる様々な契約形態による場合が含まれ、対価と引換えに取引されなければ、商標法上の「商

品」ではないということとはできない。取引を全体として観察して、「商品」を対象にした取引が商取引といえるものであれば足りるものと解される。

- (2) 本件新聞のような無料紙は、配布先の読者からは対価を得ていないが、記事とともに掲載される広告については、広告主から広告料を得ており、これにより読者から購読料という対価を得なくても経費を賄い、利益が得られるようにしたビジネスモデルにおいて配布されるものである。したがって、読者との間では対価と引換えでないとしても、無料紙を広告主に納品し、あるいは読者に直接配布することによって広告主との間の契約の履行となるのである。現に、本件新聞の創刊号は広告依頼主に商品として納品されているのであり、このような形態の取引を無料配布部分も含めて全体として観察するならば、商取引に供される商品に該当するということができる。
- (3) 読者との間で直接対価の授受がなければならぬとする考え方を及ぼすならば、広告主から広告料を得て、視聴者から対価を徴収していない（有料放送でない）いわゆる民間放送において、指定役務を第38類「テレビジョン放送」とするときは、民間放送業者は、放送で商標を使用しても、指定役務についての使用ではないとして商標法上の保護を受けられないことになる。商標法の趣旨からみれば、商標法が「役務」について上記のような結論を予定していないことは明らかである。本件新聞のような無料紙は、「商品」と「役務」の違いを除けば、経費負担の面から見て上記の民間放送と同じビジネスモデルであるということができるから、商標法上の「商品」も「役務」と同様に、対価と直接交換されるものに限られない。
- (4) 無料紙の読者は、掲載された広告のみならず、記事にも注目している、あるいは、広告よりもむしろ記事に注目している場合があり、記事によって読者からの人気を得れば、広告が読者の目に止まる機会が増すことになり、広告主との関係でも広告媒体としての当該無料紙の価値が高まる関係にある。このような関係が成り立つときに、同一又は類似の商標を付した無料紙が現れれば、ある無料紙が築き上げた信用にフリーライドされたり、希釈化されたりする事態も起こり得る。したがって、無料紙においても、付された商標による出所表示機能を保護する必要性があり、「商品」が読者との間で対価と引換えに交換されないことのみをもって、出所表示機能の保護を否定することはできない。

3 本件新聞の第16類「新聞」該当性について

「新聞」とは、一般的には、「社会の出来事の報道・解説・論評を、すばやく、かつ広く伝えるための定期刊行物」と解されているところ、商標法の趣旨・目的に照らすと、商標法施行令別表第16類の「新聞」についてもおおむね上記と同様の概念と理解するのが相当である。そして、本件新聞が上記の要件を満たすことは明らかというべきである。

審決は、本件新聞が他人の広告を掲載し、頒布するために用いられる印刷物にすぎないというが、本件新聞には、「社会の出来事の報道・解説・論評」に該当する記事が主

要部分を占め、これを誘引力として広告が掲載されているのであるから、本件新聞は、単なる「印刷物」ではなく、「新聞」の一種であるといえることができる。